――２０１４．４．１５ Ｖｏｌ．８１――――――――――――――――――――
■□■
□■□　　事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」
■□■　　【発行】シンク出版株式会社　http://www.think-sp.com/
――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

_/_/ＩＮＤＥＸ_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/
１・５月前半の安全管理ごよみ
２・安全管理法律相談～駐車車両が起因する交通事故の責任
３・危機管理意識を高めよう～車両の点検・整備は徹底していますか
４・【Ｎｅｗ】交通事故の裁判事例～双方が安全確認を怠った出合頭事故
５・今日の朝礼話題
６・【新刊】小冊子「見えない危険を読むイメージ力を高めよう」発刊！
７・【新刊】参考書「貨物運送事業の危機管理術」発刊！
_/

★５月前半の安全管理ごよみ

◆３日（土）
―憲法記念日
◆４日（日）
―みどりの日
◆５日(月)
―こどもの日
◆６日（火）
―振替休日
◆８日（木）
―世界赤十字デー

※詳しくはシンク出版のＷＥＢサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
http://www.think-sp.com/2014/04/10/kongetsu-untenkanri14-5/

■安全管理法律相談

　こちらのコーナーでは、ＷＩＬＬ法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第１２回　「駐車車両が起因する交通事故の責任」

・質問
　路上駐車が原因で発生した交通事故には、駐車車両にも責任が発生するということを耳にしました。会社として駐車の管理を怠るとどのような責任が問われ、またどういった対策を打っておくべきでしょうか？

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/04/14/houritsu-12-tyuusya/

■危機管理意識を高めよう

「車両の点検・整備は徹底していますか？」

　最近の車は故障が少ないので、点検・整備にあまり目を光らせなくても事故に結びつく例は少ないように感じます。

　しかし、高速道路などの利用が多い場合は、ガス欠で停止しても事故を誘発する危険があり、車両の運行前チェックは依然として重要です。

　とくに足回りの整備不良は非常に危険です。パンクが大事故に結びついた例もありますので、注意しましょう。

【続きを読む↓】

http://www.think-sp.com/2014/04/15/kikikanri-tenkenseibi/

■【Ｎｅｗ】交通事故の裁判事例

　今回から、実際に起きたさまざまな交通事故の裁判例を取り上げ、事故に至った運転者の問題行動や過失割合等を紹介したいと思います。第１回目は、見通しのよい交差点での出合頭事故を取り上げます。

『双方が安全確認を怠った出合頭事故で５０％の過失割合を認定』

【事故の状況】

　平成１５年１月７日午前６時５０分ごろ、Ａは自動二輪車を運転して幅員３メートルの道路を時速約４０～５０キロで走行しており、見通しのよい交差点に差しかかりました。

　交差点手前数１０メートル手前で、交差道路の左から普通乗用車Ｂが交差点に近づいているのを発見しましたが、乗用車よりも先に通過できると判断し、そのまま進行しました。

　そして、交差点手前５～１０メートルの地点でわずかに減速し、前方を向いたまま視界に入る範囲で交差道路の安全確認をして、交差点に進入したところ、Ｂも進入してきており出合頭に衝突しました。

　Ａはこの事故により、上顎骨骨折、左下腿骨開放粉砕骨折等の傷害を負い、約６０３０万円（過失相殺前の金額）の損害が発生しました。

　一方Ｂは、幅員４．８メートルの道路を時速約４０～５０キロで走行しており、交差点手前３０数メートルの地点で、たばこをジャンパーのポケットに入れようとしてわき見をしました。

　前方に向き直った後、交差点に進入しようとしたところ、右から自動二輪車が進入してきており、ブレーキをかけましたが間に合わずＡに衝突しました。

　Ｂは、交差道路の安全を確認することも減速もしておらず、衝突直前までＡには気づいていませんでした。

【裁判所の判断】

　裁判所は、運転者の責任・過失割合を次のように認定しました。

●Ａの過失

「Ａの走行していた道路よりもＢの走行していた道路のほうが明らかに広く、Ａは交差点を通行するにあたり、交差道路を通行する車両の進行を妨害してはならず、徐行すべき注意義務があるのに、これを怠った過失がある」

●Ｂの過失

「Ｂは、交差点を通行するに当たり、その状況に応じて安全確認をし、できる

限り安全な速度と方法で進行すべき注意義務があるのに、これを怠った過失があり、Ａに生じた損害を賠償すべき責任がある」

●Ａ、Ｂの過失割合
「Ｂが、交差点手前３０数メートルの地点でわき見をし、前方に向き直った後、交差点を通行するに当たって、交差道路の安全確認をしなかった過失は大きいと言うべきであるが、Ａが交差点手前数１０メートル手前で、交差点に向ってくるＢを認めたのに、交差点を通行するにあたり、前方を向いたまま視界に入る範囲で交差道路の安全確認をしたにすぎない過失もまた大きいと言わざると得ない」

「Ｂが交差点を通行するにあたり減速していないこと、Ａも明らかに減速していないこと、衝突の状況はＢがＡの左側後部に衝突していたことから考えると、Ａが先に交差点に入っていたことが認められることから、過失割合はＡが５０％、Ｂが５０％とするのが相当である」

（名古屋地裁　平成２１年３月６日判決）

■今日の朝礼話題

『右折時に対向直進バイクの存在を無視しないで』

　交差点などを右折する際には、対向車線を横切ることになりますので、当然対向車に注意を払わなければなりません。そのとき、対向車が大きな車の場合には、その存在も目につきますので注意をしますが、バイクなどの車体の小さな車の場合には気づきにくかったり、無視しがちになります。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/04/15/tw-taikou-bike/

　シンク出版ＷＥＢサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

■【新発売】小冊子「見えない危険を読むイメージ力を高めよう」

※仕様　Ｂ５判／１６ページ／カラー刷
※価格　５冊セット価格７００円+税（送料実費）

　危険予測トレーニング小冊子「見えない危険を読むイメージ力を高めよう」は、見えている危険だけではなく、「見えない危険」をイメージするトレーニングができる小冊子です。

　計６場面のイラストを見て、イメージする危険を記入し、裏面の解説で危険要因を理解することができますので、どなたでも手軽に危険予測トレーニングを行っていただけます。

【商品詳細はこちら↓】
http://goo.gl/RulA0u

■【新発売】参考書「貨物運送事業の危機管理術」

※仕様　Ａ４判／５６ページ／カラー刷
※価格　１４００円+税（送料実費）

「事例・判例からみる貨物運送事業の危機管理術」は、厳しい刑事処分や行政処分を受けた事例を中心に、貨物運送事業所の危機管理のポイントをイラストと図解を中心にして解説した、経営者や管理者向けのリスクマネジメント参考書です。

【商品詳細はこちら↓】
http://goo.gl/U5rRQY

【事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」のバックナンバーはこちら↓】
http://goo.gl/5G5iL

【メディア紹介】
シンク出版が「おもいやりライト運動事務局」のＷＥＢサイトで紹介されました。
http://www.omoiyari-light.com/TOPICS/NEWS/000149.html

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成２６年４月１５日送信）

※本メールは「ＭＳゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□――――――――――――――――――――――――――――□■
～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満４－５－３日本プロパティビル９０１
ＴＥＬ　０６－６８０９－１９８９／ＦＡＸ　０６－６８０９－１９８４
Ｅメール　mail@think-sp.com
ＵＲＬ　http://www.think-sp.com/
■□――――――――――――――――――――――――――――□■